

損害賠償の額を定めることについて

損害賠償の額を別紙のとおり定めるものとする。

令和6年9月5日提出

日立市長 小川 春 樹

(提案説明)

道路管理瑕疵による損害賠償の額を定めるため、議会の議決を求める
ものであります。

損害賠償の額を定めることについて

令和6年3月26日午前8時頃、日立市□□町□丁目□番地先市道7
175号路上において、石岡市□□□丁目□□番□□号有限会社□□□
□の使用する自動車が走行した際、側溝のグレーチングが跳ね上がり、
当該自動車に物損を与えた。

有限会社□□□□は、自動車の修繕費等として、自身の契約する□□
□□□□□□□□株式会社から保険給付を受けたため、保険法第25条
第1項の規定に基づき、□□□□□□□□□□株式会社が損害賠償の請
求権を取得した。

以上のことから、この損害に対する賠償の額を下記のとおり定める。

記

1 損害賠償請求権者

(1) 車両使用者

石岡市□□□丁目□□番□□号

有限会社□□□□ 代表取締役 □□ □ 氏

(2) 保険者

つくば市□□□丁目□番地□

□□□□□□□□□□株式会社 取締役会長 □□ □□ 氏

2 損害賠償額 金1,083,372円

(1) 車両使用者に対する損害賠償額 金263,085円

(2) 保険者に対する損害賠償額 金820,287円